

「成敗」小考

——意味の「転用」の一例として——

栞 竹 民

目 次

- 一、はじめに
- 二、中国文献に於ける「成敗」の意味用法
- 三、日本文献に於ける「成敗」の意味用法
- 四、むすび

一、はじめに

日本語の語彙の体系的、或いは史的研究に於いて、量的にも質的にも大きな比重を占めている漢語をどう考えるかは重要な問題である。漢語の日常語化に伴い、本来の意味を変化させた所謂和化漢語が現れたり、中国語にはない日本独自の所謂製漢語が作られたりするなど、様々な現象が見られる。このような漢語の諸問題に関しては、夙に注目され、多くの先学の研究によってある程度明らかにされている。しかし、個々の漢語の意味変化の発生過程、時代、類型等についてはまだ不明な点が少なくないと思われる。漢語の意味変化を考えるに際しては、その意味が変化した時代や、変化を起した文献群を解明する必要がある、そのために、日本文献を時代別、文章ジャンル別に分かち、それに基づいて詳

細に考究しなければならない。更に問題とする漢語と類義関係を成す他の語との差異性を検討すると共に、その出自となつた中国語に於ける意味・用法と比較することも必要である。かかる一一の漢語の意味とその変化についての考察を踏まえ、それらを積み重ねた上で、漢語の意味変化に於ける類型性を見出すことが課題となる。

本稿では、かような意図に基づいて「成敗」を対象として取り上げ、日本で生じた意味、その意味の出所、時代等を解明することによつて、日本語に於ける漢語の意味変化の一類型を求めたいと思う。

「成敗」の意味について、例えば、『日本国語大辞典』（小学館）には、(一)政治を行うこと、政務を執ること、執政、政務(用例略以下同)、(二)とりはからうこと、処置すること、工夫、計画、(三)さばくこと、裁決すること、さばき、裁断、(四)こらしめること、処罰すること、しおき、(五)特に罪人を斬罪に処すること、打ち首にすること、お手討、(六)事の成ることと敗れること、成功と失敗、成功するか失敗するかということ、勝負、という六つの意味が記されている。現行の他の国語辞書もほぼ同様である。六つの意味の間には「成敗」の意味変化が生じているように見える。しかしながら、その意味変化は何時代から、如何なる文献群に於いて起こつたのか、又何故起こつたかの要因等は説かれていない。正に「語義変化を体系的に整理しようとする時には、変化の結果だけにとどまらず変化の理由を考えてゆくことが必要である」⁽²⁾のである。この配慮のもとに「成敗」という漢語に関して正面から取り上げた先学の研究は管見に入らなかつた。漢語の意味変化と言へば、和語と同じく多様に亘るが、その中には、意味変化によつて、本来属する意味分野から別の意味分野に移つたものもある。ここでは、この種の意味変化を意味の転用と称し、「成敗」をその一例として考究する。漢語を考察するときは、その考察対象が漢語であることを確定すると同時に、そのよみも明らかにしなくてはならない。⁽⁴⁾「成敗」が漢語であること、またそのよみが「セイハ(バ)イ」であることは次の古辞書と古文獻から判明する。

善惡兩合^レ成敗^セイハイ(前田本色葉字類抄下112才⑥疊字)

察^ミ其所^シ録^ス爲^ハ圖^ニ成^ル敗^ル(久遠寺藏本朝文粹卷二18⑧)

「成敗」が漢語であることを確認した上で、先ず中国文献に於ける「成敗」の意味用法を検討する。

二、中国文献に於ける「成敗」の意味用法

中国文献をその表現内容・形式によつて、散文・韻文・漢訳佛典という三つの文章ジャンルに大きく分ち、調査してみた。(調査した文献は稿末に示した)「成敗」は中国文献のどの文章ジャンルにも使用されていて、文章ジャンルによる使用上の差異は認められなかった。以下、今回調査し得た用例を挙げ、「成敗」の意味用法を検討する。尚、意味分析に際しては、「成敗」と共起する前後の構文要素、使用場面等に着目する方法を取る。

(1)然農有水旱、商有得失、工有成敗、仕有遇否、命使然也(列子・力命六)

「工有成敗」という構文からこの「成敗」は名詞用法であろうと思われる。その前後文の「得失」「遇否」という対義的な意味の語と共に現れる「成敗」もそれと同様に「技術工作には出来不出来があり」という対義の意味で使われている。

(2)伏羲已來三十餘萬歲、賢愚好醜成敗是非、無不消滅(同右・楊朱七)

「成敗」無不消滅」という構文からこの「成敗」も名詞として用いられていることが分る。意味としては共起している「賢愚・好醜・是非」の示す意味から「なることやぶれること」という対義の意味を示していると判断される。

(3)凡望氣、有大將氣、有中將氣、有小將氣、有往氣、有來氣、有敗氣、能得明此者、可知成敗吉凶(墨子・迎敵祠)

「可知成敗吉凶」の「成敗」は名詞用法である。共起している「吉凶」を合せて考えると「成敗」は「勝か負か」という意味を示す。

(4)成康繼文武之業、守明堂之制、觀存亡之迹、見成敗之變、非道不言、非義不行、(淮南子・主術訓)

「見成敗之變」という構文から「成敗」は名詞として使用されていることが分る。前文の「存亡」と共に考えれば、「成敗か失敗か」という対義の意味で用いられている。

(5) 定生死勝、定成敗勝、定依奇勝(管子卷三・幼官第八)

「成敗」は「定成敗」という構文の示すように名詞で用いられて、上接文の「生死」から「成功と失敗」という対義的意味を示すことが考えられる。

(6) 子錢家以爲侯邑國在閔東、閔東成敗未決莫肯與(史記・貨殖傳)

「成敗」は「成敗未決」の構文の示す如く名詞用法で、「なるかやぶれるか」が未だ決まっていないという意味で用いられている。

(7) 今釋廟勝之策而決成敗於一戰(後漢書・列傳64上233)

「成敗」は「決成敗」の構文から名詞で使われて、「勝か負か」を決すという意味を示す。例(5)(6)(7)のような「成敗」が「決」、「定」という「決定・判断する」等の意味の述語と共起する例は次の表一の示す如く多く見られる。これは人間が何かを行うときいつも成功か失敗か或いは勝か負か或いは出来るか出来ないかという選択または決定に直面するためであろう。

(8) 佛告諸比丘。欲從如來聞知是天地成敗時不。諸比丘白佛言。唯天中天。今正時。應爲諸比丘說、知天地成敗時。比丘從佛聞(大樓炭經27上⑫)

「成敗」は右に挙げた例と同じ名詞用法である。「天地つまり世界の生起と壊滅」という対義の意味を示す。⁽⁵⁾

右の考察で次の点が判明した。「成敗」は名詞としての用法である。使用場面はある事柄のなることとやぶれることというものである。「成敗」と共起する述語の多くは「決・定・断」等のようなものである。その「成敗」の意味を帰納すれば、

△事なることとやぶれること

となる。これは『大漢和辞典』⁽⁶⁾の「成敗」の意味記述と一致する。中国文献に於ける「成敗」の使用状況と共起する述

語或いは述部は次の表一の如し。

表一

		成	敗		
意味	用法	述語或いは述部		用例	文献
事のなることとやぶれること	名	有，無不消滅		2	列子
	名	守，記，有，定，議		5	管子
	名	知		1	墨子
	名	也		1	穀梁傳
	名	見，生		2	淮南子
	名	觀(2)，決，知，在於決，斷，轉變，明，於		9	史記
	名	圖(2)，在(2)，也，觀望，銘書，同，爲，知，不存，至，決，引		14	後漢書
	名	繫		1	論衡
	名	御		1	楊子法言
	名	者，取足於信賴		2	嵇康集
	名	著		1	文心雕龍
	名	不可亂，慮在，何疾		3	阮籍集
	名	斂		1	世說新語
	名	察，示，觀，録，各有由焉，鑒，在於所染，尋，知		9	貞觀政要
	名	豈敢，如何		2	杜詩
	名	能言，通，墮，臧，觀，經，口論，矣		8	佩文韻府
	名	無窮		1	漢詩大觀
	名	稽，異變，非…所能，逆觀，暗，在於		6	大漢和辭典
	名	是，知，不(4)，想，宣，不可稱計，無数，劫(5)		15	大正新修大藏經
			84	計	

「成敗」小考

中国文献の「成敗」はそれを構成する前部要素「成」と後部要素「敗」がそれぞれ対義的な関係を持つ独立した二語の名詞であると考えられる。では、中国語の「成敗」は日本語に入っ、どのように用いられているのか。以下日本文献に於ける「成敗」の意味用法を検討する。

三、日本文献に於ける「成敗」の意味用法

日本文献の「成敗」の意味用法等を解明するために、日本文献をその表現形式・内容より次のような文章ジャンルに分かち、時代別にそれぞれについて意味用法の上から検討を施す必要がある。

一、仮名文——(1)物語、日記、随筆 (2)和歌集

二、漢文——(3)漢詩文 (4)公家日記 (5)古文書、古往来 (6)法令、史書 (7)伝記、往生伝の類

三、和漢混淆文——(8)説話集 (9)軍記物 (10)紀行文の類 (11)家訓、伝記の類

このうち「成敗」が確認されたのは漢文と和漢混淆文のみであり、管見に入った仮名文(注、調査した仮名文獻は稿末に示した)からは「成敗」を検出することが出来なかった。日本文献の「成敗」は中国文献と異なつて文章ジャンルによる使用上の差異が認められる。かかる異同は各文章ジャンルの性格に起因すると思われる。日本文献の「成敗」の使用状況は次頁の表二の如し。

A 奈良時代文献

先ず今回調査した奈良時代文献から検出できた三例の「成敗」の意味用法を検討する。

(1)九曰。信是義本。每事有信。其善惡成敗。要在于信(日本書紀・推古天皇14④)

cf. 君擧必記善惡成敗無不存焉(後漢書・列傳52 14右⑧)

cf. 命以信順成、亦不信順敗矣。若命之成敗取足於信順(嵯康集卷九29⑫)

計	成 敗	考察対象 文献	時代	文章 ジャンル		
				漢	文	
3	2	日本書紀	奈良	漢		
	1	寧楽遺文				
19 (5)	2	都氏文集	平安			
	1	久遠寺藏本朝文粹				
	4(3)	平安遺文				
	1	小右記				
	9(2)	吉記				
	2	明衡往来				
289 (153)	48(4)	玉葉(三)	鎌倉			和漢混淆文
	10(1)	明月記				
	52(24)	吾妻鏡				
	12	御成敗式目				
	20	御成敗式目追加				
	124(124)	鎌倉遺文(1-10, 16)				
	2	古事談				
	1	垂髮往来				
	1	貴嶺往来				
	1	消息往来				
	1	常途往来				
	1	雜筆往来				
	1	百也往来				
	2	庭訓往来				
5	延慶本平家物語	倉				
3	覚一本平家物語					
1	沙石集					
4	六波羅殿御家訓					
311(158)		合	計			

(注：()の数字は訴訟に関する解文等に用いられている「成敗」の数を示すものである。)

(2) 国之大事。安危成敗必在於斯(日本書紀・神功皇后244⑨)

cf. 吳漢曰、成敗之機在此一舉(後漢書・紀89⑥)

cf. 易者所以守凶吉成敗也(管子37511)

(3) 中大兄曰吾成敗在汝、汝宜努力(寧楽遺文・家傳上876下⑨)

右に挙げた三例の「成敗」は「善悪成敗要在于信」「安危成敗必在於斯」「成敗在汝」という構文から名詞として用いられていることが分る。意味としては、参考例と、「成敗」に付随する「善悪、安危」をも合せて考えれば、「成功と失敗」という対義の意味を示すと考えられる。奈良時代文献の「成敗」は中国文献と同様に名詞の用法で、使用場面も意味も中国文献と一致していると看取される。したがって当該時代の「成敗」は中国文献の参考例の示すように本来の中国語をそのまま受容したと言えよう。次に平安時代文献の「成敗」の意味用法を検討する。

B 平安時代文献

先ず漢詩文に於ける「成敗」を検討する。今回の調査で次の三例を見出すことが出来た。

(1) 諸事大小。皆在_二目前。察_三其所_一緣爲_二圖_一成敗。(都氏文集₇₉上₁₀)

cf. 馬援曰、公孫述不吐哺走迎國土、與圖成敗、以防遺失(後漢書・紀₃₃13₅)

(2) 偏旁之説。理存_二浮虛_一成敗之機。関之冥数(都氏文集₇₉上₅)

cf. 成敗之機在於今日(蜀志・諸葛亮傳)

cf. 成敗之機在於察言(後漢書・列傳₅₆10左₂)

(3) 察_三其所_一錄_二爲_三圖_一成敗。(久遠寺藏本朝文粹卷_二18₈)

右の三例の「成敗」は「圖成敗」「成敗之機」「圖成敗」という構文から名詞として使用されていることが推察される。中国文献と奈良時代文献と同様である。意味は中国文献の参考例をも考え合せると「成功と失敗」という対義の意味を示すと見られる。平安時代の漢詩文に於ける「成敗」は意味も用法も本来の中国語及び奈良時代文献と一致しているため、その中国語の意味用法をそのまま摂取したものと見えよう。これは漢詩文という文献群が大いに中国の漢詩文を模倣し、継承しているという性格によるであろう。

次に漢詩文以外の漢文の文章ジャンルに於ける「成敗」を検討する。それらの文章ジャンルはいずれも記録性を持つ

という共通点が存するため、ここで古記録類と称し、一括して考究する。この古記録類は漢詩文と同様に漢字を駆使して綴った漢文体の文章であるが、その内容は漢詩文と相違する。専ら日本の政治・社会等を如実に反映するものである。本来中国の政治・社会・文化等を反映している漢語がこのような古記録類に摂取される場合にはその反映の対象の違いが意味変化の原因となる可能性が考えられる。以下、今回調査し得た平安時代の古記録類に於ける十六例の「成敗」を挙げ、その意味用法を検討する。

(1) 件米、從去應和三年可春充者也者。然而且以御□内奏隨成敗耳、若不被免者、自三年稅帳可□、主稅助以此由被申了、爲之如何之、(平安遺文卷一42下③清胤王書狀康保三(966)年)

「隨成敗」という構文から「成敗」は名詞として用いられていることが判断される。件米の処置はどうかという場面であろう。「隨成敗」は御□内奏を以て「可か不可かに隨う」という意味を示すと考えられる。使用場面と前後文から「成敗」はその「可か不可か」の意味には「処置・決定」のような意味も内含していると思われる。

(2) 十九日、辛丑、大納言御消息狀云、納言左大辨必定云々、二位宰相若加可任欵、宰相不可任云々、宰相・左中弁等來、辨云、昇進事未承成敗、昨申入道殿、無左右命、今夕可取案内、(小右記五卷21④寛仁三(1019)年十二月)

cf. 件調庸料物、依員究進、更無未進(略)與不事未承一定、祈禱佛神御、與否之事自然定歟(平安遺文一42上⑭)

「承成敗」の構文から「成敗」は例(1)と同じく名詞として用いられていることが言える。経通昇任の不可可という場面である。「未承成敗」は昇進の事については未だなるかならないかを承っていないという意味を示す。但し使用場面と前後文の意味から「成敗」は例(1)と同様に参考例の「未承一定」の「一定」の意味に傾斜しているように思われる。

(3) 以前三箇條、被致御沙汰、爲被裁斷、度度雖言上、敢無其沙汰、偏可被弃置當御庄者、承左右一方、可隨國衛也、仍□今度成敗、爲令進止、重勒子細、言上如件、以解、(平安遺文五卷21上⑨長寛二(1164)年七月)

訴訟に関する内容を持つ解文で、是非の判決を要する場面である。「今度成敗」は「爲被裁斷度々雖言上敢無沙汰」のた

め、今度解文を申して、沙汰の判決を求めるといふ意味で用いられている。「成敗」は前文の「裁断」と殆ど同意であると思われる。「成敗」はこのように訴訟を要求するという特殊な文脈に於いて本来の中国語と異なった意味で用いられるようになった。しかし「語が新しい意味で一回だけ使われた場合はまだ言語の発達の上からはたいした意味はない」と言われるように、これは場面と文脈による「臨時的意味」⁽⁹⁾で、意味変化への過渡的なものに過ぎない。臨時的な意味が繰り返して用いられている語と新しい意味との間に永続的な結合が出来て始めて「慣用的意味」⁽¹⁰⁾として確立する。その時に意味の変化が生じると言えよう。

(4) 右件三昧供、嵯峨天皇御施入 當山并金剛頂寺之間、各三百三十三石也、然於金剛頂寺者、任員見下于今不絶、於金剛福寺者、存立用無實、依之古法性寺入道殿下 當國成敗之刻、引舊例改之三斗代免田、(同右271上)⑨齊解嘉応元(1169)年八月)

例(3)と同じく訴状的な解文で、三昧供并修造料の裁断を言う場面である。「當國成敗之刻」は当事国の国司が「引舊例改之」の下接文の意味から「なるかならないか」というより「裁断する」と理解する方が妥当であろう。「成敗」はサ変動詞的な用法と思われる。

(5) 所令申給之粉河寺領栗栖庄事、是則往古之寺領也、不可及新儀之妨事歟、早任寺解可令成敗給之由所候也、(同右卷八318上)⑧元暦一(1185)年七月)

寺領の確保の訴えを言う場面である。「可令成敗給」という構文から「成敗」はサ変動詞的な用法であることが分る。意味としては早く寺解に任せて裁断すべしとなる。

(6) 被停越訴事、代々停止之宣旨雖爲分明、一向被停止越訴之條、非無人愁、但又爲祭官成敗事、不叙用甲乙人等訴申之條(吉記二387上)⑤)

訴訟の場面である。「成敗」は例(3)(4)(5)と同じ裁断という意で用いられている。

(7) 越訴事、以正直之沙汰、成敗之由雖相存、可賢者之一失、(略)即奏聞、一度一失又恩涉成敗事等可爲顯然。(吉記二 387下③)

直訴の事をいう場面である。「成敗」は裁断、処置等のような意味で用いられている。

(8) 五日丁亥、天晴、旁繁務等成敗了、午後參殿下(吉記一 108下④)

政務の処理を言う場面である。「成敗」はサ変動詞的に用いられて、共起する「繁務等」という対象の示す意味から「繁務等」とりはからう」という意味を表すと考えられる。以下(9)(10)(11)(12)(13)(14)の「成敗」も例(8)と同様にその使用場面や「成敗」と共起する対象がいずれも政務等に関する事柄となることから政務等を処理・処置する意味で用いられていると察知される。

(9) 今日種々成敗如雲霞、先欲參殿下之處御出了云々(吉記一 151上⑤)

(10) 廿一日丁酉、賓客鷹札等成敗之後午斜參院(同右 167上⑦)

(11) 廿三日己亥、每事成敗了、未剋參院、(同右 167下⑦)

(12) 雖可早參、申文等追々到来成敗之間、頗所遲々也(同右 251上⑩)

(13) 又目錄合御點下給之、或以詞仰給、成敗区分不能一二、逐電參内(同右 251下⑨)

(14) 欲早參之處、成敗旁多之間、自然及停午參院(吉記二 106下⑩)

(15) 賀茂祭、以後可有キルコダモ小除目之由云々。所望之事、成敗難計。豈非ニ天運乎(明衡往来 277⑤)

cf. 傳聞、今日延引、来五日拍子合并国司除目云々、爲家所望事度々令付左近、未知許否之由、今日猶示送(明月記二 196上⑧)

小除目の昇進を期待する場面である。「成敗」は参考例の「未知許否」とほぼ同意で、所望の事―昇進が出来るか出来ないか難計という意味を表す。

(16) 巳年ミ、男寛本、所望成敗如何寛本、成敗如何如件 (同右330③)
場面は例(15)と同じく「成敗」は昇進になるかならないかという意味で用いられている。

以上今回調査した平安時代の古記録類に於ける「成敗」を検討してみたところ、次の点が判明した。用法としては本来の中国語の名詞以外にはサ変動詞的なものもある。使用場面は訴訟・昇進・政務等の判定・処置をいうものも現れている。これは中国文献と異なった様相を呈している。この異同は両者の意味の差異に大いに影響を及ぼすことになる。その「成敗」の意味を帰納すれば

- (一) 事のなることとやぶれること
- (二) 事の処置・判決・処理

と二つに大別できる。(一)は本来の中国語の意味を踏襲したものであるが、(二)は本の中国語の「決(定・断)成敗」という二つの意味が、「成敗」単独で表され、変化が生じたと見られる。この変化の発生は元来の中国語の名詞用法と異なったサ変動詞的な用法が現れたことに大きく関与していると思われる。

平安時代に於ける「成敗」は、漢詩文に於いては中国文献の意味用法を受容したが、古記録類では本来の中国語を継受しつつ、新しい意味用法が派生してきた。但し、その新しい意味用法として使用されている文献と用例との量がまだ少なかったことから見れば、それが定着したとは言い難かるう。いわば「慣用的意味」として揺れている段階に在るとも言えよう。次に鎌倉時代文献の「成敗」の意味用法に検討を加える。

C 鎌倉時代文献

鎌倉時代になって「成敗」は右に挙げた表二に示した如く使用文献と用例数は前の両時代を遙かに上回っていることが明らかになる。特に和漢混淆文にも「成敗」が使われていることは中国語出自で、前の両時代で書記言語としてしか用いられていなかった「成敗」が日常用語に変身したことを反映するものであろう。その多用の一因は「成敗」の日常

語化に求められよう。亦、貞永年間に成立した鎌倉幕府の基本法典——『御成敗式目』⁽¹¹⁾とすら名付けられたことも当時時代の「成敗」の多用振りをよく物語る傍証となり得よう。以下、先ず古記録類の「成敗」の意味用法について、康永二年に書写された『御成敗式目』(古典保存会)の「成敗」を中心に検討する。周知の如く『御成敗式目』は全文五十一カ条からなり、武家法の公家法に対する自立を自覚した鎌倉幕府の裁判規範である。かような『御成敗式目』には「成敗」が十二例見えた。

- (1) 於^レ先々成敗^レ者。不^レ論^レ理非^レ不^レ及^レ改沙汰。至^レ自今後^レ者可^レ守^レ此状^レ也。(群書類従本一上④)
- (2) 第六國司領^レ家成^レ敗^レ不^レ及^レ關^レ東御^レ口^レ入^レ事。(康永二年本)
- (3) 次不^レ帶^レ本所學^レ状致^レ起^レ訴^レ事諸^レ國庄園并^レ神社佛^レ寺領^レ以^レ本所學^レ状^レ可^レ經^レ訴^レ訟^レ之處不^レ帶^レ其^レ状者既^レ背^レ道理^レ自^レ今以後不^レ及^レ成敗^レ矣。(同右)
- (4) 但當^レ時給人有^レ罪科^レ之時本^レ主守^レ其^レ次^レ企^レ訴^レ訟^レ事不^レ能^レ禁制^レ歟次^レ代々御成^レ敗^レ畢後擬^レ申^レ亂^レ事依^レ無^レ其^レ理被^レ弃置^レ之輩歴^レ歲^レ月之後企^レ訴訟^レ之條存^レ知之旨罪^レ科^レ不^レ輕^レ自^レ今以後不^レ顧^レ代々成^レ敗^レ猥^レ致^レ面々濫^レ訴^レ者須^レ以^レ不^レ實^レ之子^レ細^レ被^レ書^レ載^レ所^レ帶^レ之^レ證文^レ矣。(同右)
- (5) (二十六) 右可^レ任^レ父母^レ之意^レ之由具^レ以^レ載^レ先條^レ畢仍就^レ先判^レ之讓^レ雖^レ給^レ安堵御^レ下文^レ其親悔還^レ之於讓^レ他子^レ者任^レ後判^レ之讓^レ可^レ有^レ御成敗^レ矣。(同右)
- (6) 卅^レ遂^レ問^レ注^レ輩^レ不^レ相^レ待御成敗^レ執^レ進權門^レ之書状^レ事。(同右)
- (7) 卅^レ一依^レ無^レ道理^レ不^レ蒙^レ裁^レ許^レ輩^レ爲^レ奉行^レ人之偏^レ頗^レ由^レ訴^レ申^レ事。(同右)
- (7) 依^レ無^レ道理^レ不^レ蒙^レ御成敗^レ輩^レ爲^レ奉行^レ人偏頗^レ由^レ訴^レ申^レ事(中世政治社会思想上御成敗式目25)
- (7) 依^レ無^レ道理^レ不^レ蒙^レ御裁許^レ之輩^レ爲^レ奉行^レ人偏頗^レ之由^レ訴^レ申^レ事。(群書類従本七下④)

(8) (卅六) 猛惡之輩動^{ヤ、モ、シ、ム} 企^ス謀^ル訴^フ成敗之處非^ス無^キ煩^ラ自今以後遣^ハ實檢使^ヲ糺^シ明本跡^ニ (康永二年本)

(9) (卅五) 右無糺決之儀有^ニ御成敗者不^レ謂^フ犯否定貽^シ鬱憤^ヲ歎^ク者早究^ス淵底可^レ被^シ禁斷^ム矣 (同右)

(10) 卅六所領得^テ替^ヘ之時前司新司沙汰事 右於^ニ所當年貢^ス者可^レ爲^ル新司之成敗^ニ至^リ私^ニ物雜^シ具并所^レ從牛馬等^ニ者新司

不及^シ抑^シ留^ム (同右)

(11) 卅九兩方^ヲ證^ス文理^ト非^レ顯然時擬^テ遂^ニ對決^ス事 右彼此證^ス文理^ト非^レ懸隔^ト之時者雖^レ不^レ遂^ニ對決^ス直可有^ニ御成敗^ト矣 (同右)

(12) 凡御評定之間於^ニ理非^ト者不^レ可^レ有^ニ好^シ惡^シ只道理之所^レ推^ス心中存知不^レ憚^ル傍輩^ニ不^レ恐^ル權門^ニ可^レ出^ス詞也御成敗事切之條々 (同右)

右に例示した『御成敗式目』の「成敗」はいずれも訴訟に関する場面で用いられていて、幕府の訴訟等に対しての判決或いは処理という意味を示すと考えられる。これは例(7)のように康永二年本及び群書類従本の「裁許」に対して鎌倉遺文と岩波日本思想大系本が「成敗」となっていることから「成敗」が「裁許」の意味を表していることから推察される。貞永より数年後に新規定追加をした『御成敗式目追加』に用いられている二十例の「成敗」も同じ意味で使用されていると考えられる。これは「成敗」が武家法という文章ジャンルには多用されて、平安時代に派生した新しい意味の固定化を見ているとも言えよう。尚、用法としては本来の中国語はもちろんのこと、奈良平安両時代文献にも見えなかった、敬意を示す接頭辞「御」を冠する「御成敗」が現れてきた。これはいうまでもなく「成敗」の日常語化の反映の一つで、所謂和化漢語になったことを示唆する。

次に鎌倉時代の他の古記録類に於ける「成敗」を見てみよう。

(13) 帯^ノ院^ノ宣^シ巡^リ檢^シ畿^ノ内^ノ近^ノ國^ノ成^シ敗^シ土^ノ民^ノ訴^ス訟^ス (吾妻鏡160⑩)

「成敗」はサ変動詞として用いられて、土民の訴訟を裁断或いは処理するという意味を示す。

(14) 依^リ日^ノ仰^リ相^シ觸^シ攝^シ政^ス之處^ニ猶^レ不^レ能^ク成^シ敗^シ朝^ノ務^ノ之^レ由^ニ (玉葉三16下③)

「成敗」は例(13)と同じサ変動詞の用法で、それと共起する対象「朝務」の示す意味から「朝務」を取りはからう意で用いられていることが考えられる。

(15) 并文書許、雖令内覽、萬機、不可成敗云々(同右100上②)

「成敗」はサ変動詞として用いられて、萬機即ち種々の政務を執るという意味を示す。

残りの鎌倉時代の古記録類に於ける「成敗」も右の方法を以て検討してみたところ、いずれも右に例示した「成敗」の意味用法と一致しているものと判断される。つまり鎌倉時代の古記録類での「成敗」は

△事の処置・判決・処理

という一つの意味のみで使用されている。本来の中国語の意味は完全に消えていることが言えよう。そうすると、本来の中国語の「成敗」の意味は如何なる語によって表されるのか、という疑問が現れてくる。この点については後程に觸れたいと思う。同じ古記録類というものの、平安と鎌倉両時代の間には意味と使用量との顕著な格差が存在していると考えられる。では、何故このような異同が発生したのか。それについては次の三点が考えられる。

一つは貴族社会から武士社会に変わったという社会の変革によるものではないかと考えられる。『古事談』(増訂国史大系第十八卷)に次のエピソードが記されている。

覚猷僧正臨終之時。可_レ処分之由。弟子等勸_レ之。再三之後。乞_レ寄硯紙等_二書之其状云。處分ハ可_レ依_二腕力_一云々。

遂入滅。其後白川院聞_レ食此事。房中可_レ然弟子後見ナド_レ召寄テ。令_レ注_二遺財等_一。エモイハズ分配給云々(第三僧行

71①)

この説話の中で弟子に勧められて遺言状に「処分は腕力に依るべし」と記したという覚猷僧正とは、かの著名な『鳥獣戯画』の作者と見做されている人物である。白河院はこれを聞き伝えて、「腕力」で以て遺財を奪い、処分したという。中世とは正にこの「腕力」こそが物を言った社会である。腕力に優れた人間が世の中を制し、遂に武士の社会が作られ

た。だが「腕力」のみがすべてではなかつた。覚猷が再三乞われた末に、あの文言を処分状に書いたことから窺えるように、常に文書なるものが作成される必要がある、その「文書の理」が「腕力」ともども変革を遂げた中世社会を支配したとも言えよう。例えば、この時期の訴訟は証文を副えて「調度文書理」等に任せて裁下されることを要求するのが通例であつたらしい。「腕力」が中世社会の最も代表的な特徴の一つであると言えども、この「文書の理」を真向から否定するわけにはいかなかつたのであろう。中世社会に於いて手続といい、法理といい、著しく発展をみた訴訟制度もこの「文書の理」と深く関係している。「成敗」の多用は社会変革をもたらした「腕力」と「文書の理」に一因を求めることが出来る。これは表二の示すように「鎌倉遺文」を中心とする14例及び他文献に用いられている29例の「成敗」が「腕力」に対して「文書の理」による訴状的な性格を持つ解文等に現れていることから察知される。

中世は律令制的古代国家と幕府の中世国家との併存した社会のため、両権力が相互にくみこまれており、様々な軋轢が起こってくる。特に王朝・公家の土台である公領荘園に幕府の代理人としての守護・地頭が置かれたことによつて、荘園の経済等を巡つて両権力の間には葛藤が絶えなかつた。それに伴つて、訴訟が次に挙げる例のように「文書の理」に則つて各自に行われる。「成敗」を多用させたもう一つの要因はそういう二重の社会体制にも求められようか。

△因茲寺僧等雖致訴訟、未預裁断之間、業資忽率数多之軍兵、猥擬殺害寺家使者之處、(略)仍且經奏聞、已令觸沙汰

(源頼朝)
前右大將軍、業資所行不當之由有成敗、已是伽藍之敵人也、(略)望請廳裁(兼倉遺文三89上)⑧八條院禪子内廳下文)

△前條々内、蓮妙者帶宰府之裁断、家門者(帶之)□守護之成敗、府宣之上、雖不及子細、社司之訴難默而止之間、(同右迹上)③関東下知状)

更にもう一つは、政治の中心となつた武士が『御成敗式目』の示すが如く支配権と統治権を確保するために司法権を確立させ、公家法と異なる表現を求め、武家法の特色を鮮明に打ち出そうという意識にも「成敗」の多用の一因が考えられよう。これは『御成敗式目』が直接に影響を受けた『法曹至要抄』及び『法曹至要抄』が継受した『律令』、更に平

安後期に成立したと言われる他の公家法『法曹類林』には「成敗」が見えず、次の例のように「判断」「裁断」「裁」等の表現が使われていることから伺える。特に鎌倉初期、坂上明基撰の法制書『裁判至要抄』では、出挙売買・相続などの民事裁判に関する条項三十三条を収め、律令格式にこだわることなく、『御成敗式目』に近付いているところもあり、¹⁶⁾ 社会の現実に合わせてようとしている。時期にせよ、内容にせよ、『御成敗式目』と相似ている点が多く存しているにもかかわらず、『裁判至要抄』には「成敗」が見えずに、その替りに「断」等の表現が用いられている。これは『御成敗式目』の撰者北条重時等が「成敗」を以て公家法との違いを表現しようとする意識をよく反映してくるものである。

△凡競田判得已耕種者。後雖改判。苗入種人。耕而未種者。酬其功力。未經断決。強耕種者。苗從地判。(田令第九)

△先奏請議。議定奏裁。(名例律第一)

△案之監臨之官雖受人財。判断不爲曲。法者也。(群書類從第四輯 法曹至要抄上91上¹⁰⁾)

△不論人之高下。彼勘断。然而五位以上留身聽裁(略)然後隨裁下行之。(同右中105上⁵⁾)

△若未_レ被_レ裁判之間。甲強耕種者不可_レ煩并可_レ與_レ乙也。所謂從_レ地判是也。(同右中113下¹²⁾)

△按_レ之。相論未_レ断之間。強而耗種者。得_レ理之者取其作毛可_レ領知。(同右裁判至要抄88¹⁾)

△而每度以_レ勅定_レ被_レ裁許者也。(新訂國史大系27卷法曹類林・公務831⁶⁾)

△凡厥諸司之政。須_レ請_レ官之判也。(同右38⁴⁾)

尚、「成敗」の使用されている文章が將軍幕府等に関するものが多いことから武家法の特色が伺える。例えば次の例の如く同じ『鎌倉遺文』では、將軍の書状には「成敗」、天皇・院の宣旨・院廳文には「天裁」「廳裁」が使分けられていることはその証左の一つとなる。

△仍衆徒可_レ停止重家之結構之旨、雖觸遺候、云彼云是、其以庄領候、依不能私成敗候(鎌倉遺文一16下⁸⁾源頼朝書状)

△致御年貢已下沙汰事、右、諸国庄地頭成敗之條者、鎌倉進止也（同右34上⑫源頼朝下文）

△是依故右大將家御成敗旨、停止甲乙輩濫妨（同右三240上①関東下知状案）

△云彼云此理致若斯裁断之處誰謂非據或望請天裁（同右二21上⑩天皇宣旨）

△事爲傍例、被裁断謂非據乎、望請廳裁准傍例（同右332上⑫役鳥羽院廳下文）

鎌倉時代の古記録類に於ける「成敗」が平安時代より多く用いられている原因は右に挙げた三点ではないかと考えられる。以下和漢混淆文での「成敗」の意味用法を検討する。

先ず、北条重時家訓となる『六波羅殿御家訓』（岩波日本思想大系本）の四例の「成敗」を挙げてみよう。

(1) 人ノ過ヲ讒言スル者アランニ、其ヲ聞テ、無左右成敗スル事、努タルベカラズ。何ニ不思議ニ思トモ態ヲ静テ、今一方ニ、是ニヨリ猶道理ヤアルラント思ヒテ、両方ヲ聞合セテ、是非ニ付テ成敗スベシ。全ク親疎ニヨルベカラズ。タゞ道理ニヨルベキ也。（313④）

「成敗」はサ変動詞で、人の讒言を聞いて即座に判断することが決してあつてはならず、両方の話しを聞き合わせた上で処置すべきであるという意味として用いられている。次の二例も例(1)と同じく判断・処置の意味を示す。

(2) 殿原ノ身ニハ、成敗ヨクシテ、物ノ道理ヲ知り、弓箭ノ道ヲタテガラスベシ。（314②）

(3) 人の成敗わるからんは、後に人に申あはすべし（極樂寺殿御消息318⑮）

右の「成敗」の意味用法は重時等の撰した『御成敗式目』と相通じていると思われる。次に他の和漢混淆文の「成敗」を検討する。

(4) イカナル賢王聖王ノ御政モ攝政関白ノ成敗ヲモ人ノキカヌ所ニテハナニトナク代ニアマサレタルイタツラ者ノカタフク事ハ常習也（延慶本平家物語第一本25ウ②）

(4) 又いかなる賢王賢主の御政も攝政関白の御成敗も、世にあまされたるいたづら者な（ン）どの、人のきかぬ所にて、

なにとなうそしり傾け申事はつねの習なれども(寛一本巻一91⑤)

「成敗」は前接文の帝王の「御政」に対して攝政関白の「政務を執る或いは処置する」という意味を示す。

(5) 依テ状ニ案ル子細ヲ在ニ神明和合^{マシヤス}而^{シテ}点ニ定シテ吉日ヲ進ニ^ル発旅路ニ以テ人ノ力ヲ不可^ニ成敗^ニ之^レヲ(延慶本平家物語第一本73ウ⑦)

「成敗」はサ変動詞の用法で、「之を判断する」という意味で用いられている。

(6) 三千人一同ニ僉議スト聞エケレハ山門ノ上綱ヲ召テ衆徒申所口可有御成敗^ニ之由被仰下(同右102ウ⑤)

「成敗」は「衆徒申所」に對しての裁断を示す。以下の「成敗」の意味用法も右に挙げた例と変わることなく事の処置・判決・処理という意で使われていると考えられる。

(7) 騒ガ又躰ニテ宣ケルハ「衆徒ノ所被申^ニ尤其謂レアリ但人ヲ損ルハ君ノ御難タルヘキ非例ヲ被訴申^ニ間タ御裁許遅々スル事ハ国家ノ法也^ニサレドモ今御成敗有ヘキ由被仰下^ニ之上ハ衆徒強チニ被^{シテ}成^サ嗔^ラ哉」トテ(同右103ウ④)

(8) 「山門ノ衆徒ハ発向ノ喧^{カマレヒス}シキ計リ歟トコソ存ツレ理ヲモ知タリケルニコソ争カ御成敗無ルヘキ」ナト各申合ケリ(同右104オ⑧)

(9) 其比の叙位除目と申は院内の御はからひにも非ず、攝政関白の御成敗にも及ばず(寛一本平家物語卷一122⑤)

(10) 今度山門の御訴訟、理運の条勿論に候。御成敗遅々こそよそにても遺恨に覚候へ。(同右135⑥)

(11) まづ南都炎上の事故入道の成敗にもあらず、重衡が愚意の發起にあらず(同右卷十20⑥)

(12) 弟讓文ヲ手ニキリテ申上ハ共ニ其イヒアリ成敗シカタシトテ(沙石集卷三112左④)

今回調査した和漢混淆文での「成敗」は右の考察で明らかになるように、同時代の古記録類の意味用法と同様に本来の中国語の「事なることやぶれること」という意味が見られなくなり、「事の処置・判決・処理」という新しく発生した意味のみが使用されている。尚用法も本来の中国語の名詞の他にはサ変動詞と敬意を表す「御」を冠する「御成敗」

が見られる。特に例(7)(8)のように「成敗」が会話文にも現れているといったことはまぎれもなく「成敗」の日常語化したことを物語るであろう。「成敗」は平安時代から本来の中国語と異なる意味が発生し始めたが、「慣用的意味」に至ったのが鎌倉時代になってからではないかと考えられる。つまり日本で変化を見せた「成敗」の意味は鎌倉時代にその定着を実現したのである。それは、鎌倉時代文献に於いて、「成敗」の変化した意味のみが用いられていることと、その使用量と文献数が平安時代より大いに増加していることから察知される。

「成敗」は変化した意味としてのみ使われているため、本来の中国語の「事」なることとやぶれること」という意味が如何なる語によって代替されるのか。次の例を見てみよう。

△此間頼政重成、信兼等、重遣白川了、彼是合戦已及雌雄由使者参奏(兵範記17下⑩)

△法皇此事聞召テ、「甚穩便ナラス。最手・腋ナトニ昇進シヌルモノヲハ、公家ナラ輒ク雌雄ヲ決セラレス。何況私ノ

勝負狼籍ノ至也」ト仰ラレテ、(十訓抄三上106⑩)

△勇士競鋒欲決^ミ雌雄^ヲ之由^ヲ謳^フ歌^シ洛中ニ風聞山上ニ(延慶本平家物語第一本79オ①)

△客人と申すは白山妙利権現にておはします。申せば父子の御中なり。先沙汰の成否はしらず、生前の御悦只此事にあり(寛一本平家物語卷一128①)

△両方百騎づゝ陣の面にすゝんだり。互に勝負をせんとはやりけれども、源氏の方よりせいして勝負をせさせず。(同右巻七73③)

△弘光申、「加様ノ手合ハサノミコソ侍レ。勝負ハ是ニヨルヘカラス。一サシツカウマツルヘシ」と云テ、(十訓抄三上105③)

△65一何事にも、勝負に負けたらん時は、いそぎふるまうべし。我勝ちたらん時はせむべからず。ゆめく勝負の事を申いだす事なかれ。(日本思想大系中世政治社会思想上・極楽寺殿御消息339①)

右に挙げた例のように、「雌雄」「成否」「勝負」等の語は「成敗」の替りに「事なることとやぶれること」という本来の意味を表していることが明らかになる。いわば「成敗」の意味変化によつて生じたその空白が例示したような語によつて補足されていることになる。

それでは、「成敗」の意味変化が起こる前に「事の処置・判決・処理」という意味が如何なる語によつて担われていたのかを考えてみる。

△謹録ニ事状。伏聽ニ天裁、奏可（三代實錄146⑨）

△抑言上解文於官自有裁定欵（九曆203⑩）

△右、得彼（寺脱カ）僧慈親状僞、件山不遵禁制、民恣伐損、仍請處分者、国判（平安遺文一4上⑨）

△牒、件鹽山者、頃年之間與他相諍、既所切損、今依本官符并村里刀禰等證申而重宛行、国郡判許於寺家已畢、（同右

4下⑤）

△任圖欲正判矣、仍録患田、以請国裁、謹牒（同右31下③）

△件田□行耕作、而今上件□□呂等僞、已墾田防妨、於心不穩□、仍請郡裁者、（同右7下⑪）

△仍請處分者、宮依解状、謹請官裁者、右大臣宣、（同右85下⑬）

△仍録可沽却状、請綱裁、以牒上、（同右17上⑦）

△申請本寺政所裁之事（略）然則不可強取由之國判給事明白也、（同右288下⑤）

右に挙げた例の如く、「事の処置・判決・処理」という意味は「成敗」の意味が変化する前に「裁」「裁定」「判許」「處分」等によつて表されていることが明らかになる。亦、その事柄の処置等を行う所によつて右の例の示すように「天・官・国・国郡・郡・綱・寺政所」等が明記されている。が、今回調査した文献では意味の変化した「成敗」には、このような用法が確認されなかった。これも武家法或いは武士社会に関する文書等によく用いられている「成敗」の意味用

法の独特性を裏付けるであろう。

では、何故本来の中国語の「事なることとやぶれること」という意味から「事の処置・判決・処理」という意味が発生したのか。以下その意味変化の要因について考えてみたい。言葉の意味変化の要因と言えば、多種多様であるが、大きく分けると言語内部と言語外部¹⁶⁾によると言われている。尚、両者の関係は言語内部の要因が本を成すのに対して言語外部の要因は媒介的な働きをすると考えられる。換言すれば、本義と転義との間に何らかの関連性が内在して始めて意味変化が生じる。但しその関連性は自発的に起こるものではなく、言語外部(社会・政治・階層等)からの誘発が必要である。具体的に「成敗」の意味変化をもたらした言語内と外の要因を挙げると次のように考えられる。

「成敗」の意味を変化させた言語内部の関連性とは本来の中国語の意味と変化した意味との間に共通の要素が内含されている。つまり「成敗」の「事」の成功と失敗、可か不可、勝と負¹⁷⁾等の意味特徴は変化した意味にも依然として内在している。いわば「事の処置・判決・処理」の内容はとりもなおさずその事の「成否・可否」等の事である。かかる言語内部の共通した要素を基盤に、本来の中国語の「成敗」が「決・定・断」等のような述語とよく共に使用されていることから連想して「事なることとやぶれること」の意味から「事の処置・判決・処理」という意味が発生したと考えられる。では言語内の関連性を誘発させた言語外の要因は如何なるものであろう。以上の考察で明らかになるように「成敗」は意味変化の固定化が中世に発生し、『御成敗式目』の如く幕府・武士の訴訟等に関する文書に多用されている。これは、中国は無論のこと、前の時代にも見られなかった新しい社会の現象であると考えられる。いままでの社会との區別をさせて、新しい社会の現象を反映するために「成敗」の意味変化を完成させたと思われる。つまり世の中に新しい事象が次々と出現するものの、「表現さるべき事がらにすべて新しい手段を作りだすことは不経済でもあるし、野暮な行き方である¹⁷⁾」。新しい表現を作らずに、本来の「成敗」の意味を変化、定着させて、新しい社会の現象を表したことになる。

「成敗」は意味変化によって本来中国語の「決（定・断等）成敗」という二つの意味内容がその単独で表されるようになった。つまり「習慣的に結びつけられた二つの語のうち一つが消失して残りが全体を代表する」もの一例と考えられる。その類例と言えば、「下若（之）酒」↓「下若」、⁽¹⁹⁾「会稽（之）恥」↓「会稽」、⁽²⁰⁾「白波（之）賊」↓「白波」などが挙げられる。

四、むすび

以上、奈良・平安・鎌倉時代までの「成敗」の意味用法を巡って、その出自となる中国語と比較して検討を施してみた結果、次のことが判明した。奈良時代文献と平安時代の漢詩文に於ける「成敗」は本の中国語の意味用法と一致して、それを受容したものである。但し、同じ平安時代の、日本の政治・社会等を詳細に反映する古記録類では、「成敗」は本来の中国語の意味を継受したと同時に、その反映の対象が変わったことによって、中国語と異なる意味も平安末期頃に発生した。文章ジャンルによる意味の差異を見せている。しかしその変化した意味の定着は鎌倉時代であろう。本来の中国語の意味は当時代に於いて已に消失して、新しく発生した意味のみが用いられている。用法としては中国語の名詞用法を継承した上で、「成敗ス」のサ変動詞と敬意を示す「御」を冠する「御成敗」という日本語の独自のものも生じた。中国語出自の漢語「成敗」が完全に日本語に同化したことを反映する。今後、更に資料を増して所論の補正に努めると同時に、鎌倉時代以降の「成敗」の意味用法をも考究する。亦、「成敗」と類義関係を成す「裁・判」、「沙汰」、「処分」等との意味関係を明らかにする必要もある。

日本文献に於ける「成敗」はその意味変化のため、「成功と失敗、勝と負」等のような元来の中国語の属する対義の意味分野から「事のとりはからい、きめ」という意味分野に移ったことになる。このように意味の転用された「成敗」は日本語に於ける漢語の意味変化の一類型と考えられる。かかる類型に属すると思われる漢語として「善悪」⁽²¹⁾「決定」

等が挙げられる。

漢語研究を行う上で、漢語の意味変化は等閑視できない研究課題の一つである。多様な漢語の意味変化の全貌を把握するために以上の如き方法を以て個々の漢語を考究し、その中から類型的なものを抽出して、意味変化の類型を記述・説明する必要がある。

注

- (1) 前田富祺氏『漢語副詞の変遷』(『国語語彙史の研究』四・和泉書院)
- (2) 前田富祺氏『国語国彙史研究』の第五章「語義変化とは」(昭60・明治書院)
- (3) 田中章夫氏『国語語彙論』の第十章「語彙の変化」(昭53・明治書院)
△注(2)の著者にも指摘されている。
- (4) △池上嘉彦氏『意味の世界』の第五章「意味の変化」(昭63・日本放送出版協会)
- (5) 佐藤茂氏「字音語研究の問題点」(『文芸研究』69集・昭47・3・日本文芸研究会)
- (6) 中村元氏『佛教語大辞典』上巻745頁に「成敗」じょうはい・交互に起こる世界の生起と壊滅。無常であること。」と記されている(東京書籍株式会社)
- (7) 諸橋轍次氏『大漢和辞典』五巻16頁に「成敗」事なることとやぶれること。勝と負。」と記されている(大修館書店)
- (8) 山本真吾氏「龍蹄」小考——漢語受容史研究の一問題として——(『広島大学文学部紀要』48・平1・1)
- (9) 柴田省三氏『語彙論』英語学大系第7巻の1「語彙研究の先駆者たち」(1975・5・1・大修館書店)
- (10) 同(8)
- (11) 同(8)
- (12) 「御成敗式目」「関東式目」ともいうが、古写本の題名はすべて「御成敗式目(条)」で、例外はない。『日本古典文学大辞典』(岩波書店)の「貞永式目」の解説
- (13) 五味文彦氏『院政期社会の研究』(山川出版社)
- (14) 同(12)

(14) 松本新八郎氏『中世の社会と思想』上のI「中世社会の概観」(1983・九・校倉書房)

△同(12)

(15) 『国史大辭典』(吉川弘文館) 6の田中稔氏の『裁判至要抄』に関する解説

(16) ・(17) ・(18)同(8)

(19) 原卓志氏「本邦における漢語の意味用法の変化——固有名詞出自漢語を例として——」(『国文学放』112号・昭56・12・21・広島大学)

国語国文学会)

(20) 原卓志氏「白波——盜賊異名の成立——」(『広島大学文学部紀要』第四十五卷、昭61・1)

(21) 原卓志氏「漢語「善悪」「是非」「決定」「必定」の副詞用法について」(『鎌倉時代語研究』十四輯平・3・10・武蔵野書院)

検索文献

(1) 中国文献

A 韻文

楚辞、毛詩(哈佛燕京学社引得)、嵇康集(嵇康集校注本)、阮籍集(阮籍上下本)、陸機詩(陸士衡注本)、陶淵明詩文索引(瀨江忠道編)、謝靈運詩(謝康樂詩注本)、謝宣城詩(万有文庫本)、全漢詩索引(松浦崇編)、玉臺新詠索引(小尾郊一・高志真夫編)、全漢三國晉南北朝詩上・下(丁福保編)、張籍歌詩(張籍詩集本)、杜詩(宋刻本)、陳子昂詩(陳子昂集本)、李賀詩(李長吉歌詩四卷)、溫庭筠歌詩(四部備要本)、杜牧詩(樊川詩集注本)、王維詩(趙松谷本)、李白歌詩(繆本)、白氏文集歌詩索引(平岡武夫・今井清編)、柳宗元歌集(宋世綵堂本)、孟浩然詩(四部備要本)、韓愈歌詩(廖本)、何氏歷代詩話(艾文博主編)、漢詩大觀(井田書店)

B 散文

論語引得・孟子引得・春秋經傳引得・爾雅引得・周易引得・荀子引得・墨子引得(以上哈佛燕京学社引得特刊)、禮記引得(哈佛燕京学社引得)、管子引得(中文研究資料中心研究資料叢書)、老子索引(豊島睦編) 莊子引得(弘道文化事業有限公司編)、國語索引(東方文化学院京都研究所編)、列子索引(山口義男編)、儀禮・左傳・公羊傳・穀梁傳(以上十三經注疏)、山海經通檢(中法漢学研究所)、尚書(相臺本)、戰國策(上禮居仿宋本)、論衡(四部叢刊本)、淮南子・呂氏春秋(四部叢刊本) 潛夫論(四部備要本)、曹植文集(法蘭西学院漢学研究所)、史記索引・漢書索引(二十四史索引之一、之二、黃福鑾編)、後漢書語彙集成上・中・下(藤田至善編)、三國志及裴注綜合引得(吟佛燕京学社引得)、文選索引(斯波六郎編)、文心雕龍索引

(岡村繁編)、貞觀政要(貞觀政要定本)、宋史列傳儒林卷(中華書局)、世說新語索引(高橋清編)、朱子語類口語語彙(塩見邦彦編)、資治通鑑(山名本) 漢魏六朝小說選譯上(上海古籍出版社)、敦煌變文集(人民文學出版社)、敦煌變文彙錄(周紹良編・上海出版公司)、敦煌變文字義通釋(新文豐出版公司)

C 漢訳佛典

法華經一字索引付開緒二經(東洋哲學研究所編)、一切經音義索引(沼本克明・池田證壽・原卓志編、古辭書音義集成19)、大正新修大藏經索引

D その他

佩文韻府(王雲五編)、辭源(商務印書館)、中文大辭典(中國文化研究所出版)

(2) 日本文獻

I 奈良時代語文獻

古京遺文(狩谷棧齋)、続古京遺文(山田孝雄・香取秀真)、平城宮木簡一・二・三・四、藤原宮木簡一・二、長置京木簡一、平城市長屋王邸宅と木簡(以上奈良国立文化財研究所)、元興寺伽藍緣起(岩波日本思想大系)、寧樂遺文上・中・下、大日本古文书(正倉院古文书(一・十五)、東大寺文书)、法華義疏(伝聖德太子筆)、万葉集(岩波日本古典文学大系)、古事記(岩波日本思想大系)、日本書紀(岩波日本古典文学大系)、懷風藻(岩波日本古典文学大系)、風土記漢字索引(植垣節也編)

II 平安鎌倉時代語文獻

A 仮名文

竹取物語・伊勢物語・土左日記・平中物語・落窪物語・枕草子・源氏物語・和泉式部日記・紫式部日記・夜の寢覚・狭衣物語、(以上、岩波日本古典文学大系) 新訂かげろふ日記索引・宇津保物語本文と索引・大鏡の研究・栄花物語本文と索引・古今和歌集・後撰和歌集・拾遺和歌集・金葉和歌集・詞花和歌集・千載和歌集・新古今和歌集・新勅撰和歌集・続古今和歌集(新編国歌大観第一巻)

B 和化漢文

文華秀麗集・菅家文章・菅家後集・日本靈異記(岩波日本古典文学大系)、遍照発揮性靈集・江都督納言願文集(六地藏寺本)、本朝文粹(久遠寺本)、本朝統文集、朝野群載(增補国史大系)、高山寺本表白集(高山寺資料叢書第二册)、凌雲集・経国集・都氏文集・田氏家集・雑言奉和・栗田左府尚齒会詩・扶桑集・本朝麗藻・江吏部集・侍臣詩合・殿上詩合・本朝無題詩・法性寺関白御集(以上、群書類従第六輯)、三教指帰(天理図書館)、本朝文集(增補国史大系)

日本三代実録・政事要略・類聚三代格・弘仁格・律令・令義解・延喜式・延喜交替式・貞觀交替式・延曆交替式・令集解・日本紀略・扶桑略紀・百練抄（以上新訂国史大系）

眞信公記・九曆・小右記・御堂関白記・左経記・春記・水左記・中右記・帥記・後二條師通記・永昌記・長秋記・玉葉・殿曆・猪猯関白記・明月記・山槐記・勘仲記・康富記・台記・兵範記・花園天皇宸記・伏見天皇宸記（以上大日本古記録・史料大成）

吾妻鏡（新訂国史大系）、雲州往来享禄本研究と索引・本文研究編、和泉往来（京都大学国語国文資料叢書）、高山寺本古往来（高山寺資料叢書第二冊）、東山往来・菅丞相往来・釈氏往来・十二月往来・貴嶺問答・尺素往来・雜筆往来・異制庭訓往来・垂髮往来・消息往来・常途往来・百也往来（以上、日本教科書大系往来編）、将門記（真福寺本・勉誠社文庫13）、玉造小町壯衰

書（山内潤三・木村晟・朽尾武編輯）、金剛波若経集験記古訓考証稿（石寺本・黒板本）、金剛寺蔵注好選（後藤昭雄編・和泉書院）、高野山宝寿院蔵日本法花験記（臨川書店）、日本往生極楽記・大日本国法華経験記・続本朝往生伝・本朝神仙伝・拾遺

往生伝・後拾遺往生伝・三外往生記・本朝新修往生伝・諸山縁起・白山之記（岩波日本思想大系）、浦島子伝・富士山記・続浦島子伝・新猿楽記・傀儡記・遊女記・狐媚記・暮年記（以上、群書類従第六輯）

C和漢混淆文
今昔物語集・宇治拾遺物語・平治物語（岩波日本古典文学大系）、発心集（発心集本文自立語索引・高尾稔・長嶋正久・清文堂）、海道記（尊経閣文庫本）、東関紀行（東関紀行本文及び総索引・江口正弘監修・笠間索引叢書61）、延慶本平家物語（勉誠社）、源平盛衰記（有朋堂文庫本）、沙石集（慶長十年古活字本・勉誠社）、古本説話集（古本説話集総索引・山内洋一郎・風間書房）、打聞集（打聞集の研究と総索引・東辻保和著・清文堂）、十訓抄（十訓抄本文と索引・泉基博編・笠間書院）、三

宝絵詞（三宝絵詞自立語索引・馬淵和夫監修・中央大学国語研究会編）、三教指歸注（三教指歸注総索引及研究・築島裕・小林芳規・武蔵野書院）、方丈記（大福光寺本）、宝物集（書陵部蔵・古典保存会）、法華百座聞書抄（法華百座聞書抄・小林芳規編・武蔵野書院）閑居友（閑居友本文及び総索引・峰岸明・王朝文学研究会編）明恵上人夢記・却癡忘記・光言句義釋聴集

記（明恵上人資料第二・高山寺資料叢書第七冊・東京大学出版会）北野天神縁起・八幡愚童訓甲（岩波日本思想大系）、古今著聞集（岩波日本古典文学大系）

（注、引得、索引に依つて本文を調べた）

〔付記〕 本稿は平成四年度鎌倉時代語研究会集会上における口頭発表をもとに加筆したものである。席上、小林芳規先生より貴重な御教示を賜わり、記して深謝申し上げる。又、論を成すにあたり、小林芳規先生、室山敏昭先生には終始暖い御教導を賜わつ

た。

鎌倉時代語研究

た。ここに銘記し、厚く御礼申し上げます。